

荻窪駅周辺 サイン基本ルール

令和5年（2023年）3月

杉並区

策定の背景と目的

荻窪駅周辺は、幹線道路が東西・南北に通り広域的な交通アクセス性が高く、JR（中央線、総武線）、東京メトロ（丸ノ内線）の2つの鉄道事業者が乗り入れていることから、新宿など都心へのアクセスが容易であり、区内最大の交通結節点となっています。また、バス・タクシーのりばが南北に位置し、バスについては、各のりばを起点に広範囲の路線が集約され、比較的密度の高い運行ダイヤが組まれています。さらに、JR中央線・総武線沿線の駅の中でも、鉄道に占めるバス利用の割合が比較的高く、区内では重要な役割を担っています。

また、荻窪駅周辺には、近接する大規模商業施設をはじめ、大田黒公園、角川庭園やアニメーション関連施設など地域資源も数多く立地しているとともに、令和6年には（仮称）荻外荘公園が開園することから、今後は、多方面にわたる来街者の増加が見込まれます。

荻窪駅周辺は、複数の交通事業者が乗り入れている一方で、案内・誘導サイン（以下、「サイン」という。）等について、統一感や連続性、一貫性の確保などが十分でないことから、駅周辺のサインに利用しづらい状況が見られ、駅からバスのりば等に至るシームレスなサインの整備が必要とされています。

荻窪駅周辺のサイン整備に向け、杉並区と交通事業者等の関係者が連携を図り、サインの改善・充実の具体化に係る意見交換及び連絡調整を行うため、「杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略協議会案内・誘導サイン等に関する分科会」を令和元年度（2019年度）に設置しました。

本書「荻窪駅周辺サイン基本ルール」（以下、「基本ルール」という。）は、分科会での検討をもとに、荻窪駅周辺のサイン整備における基本理念や対象、基本的な考え方などを示した関係者間の共通の指針としてとりまとめたもので、今後、基本ルールをもとに、事業者、行政、利用者が協力して、利用しやすいサイン整備となるよう取り組みます。

「基本ルール」とは・・・

荻窪駅周辺において、交通事業者と行政等との連携のもと、後年におけるサイン整備計画の作成を視野に、多言語化、バリアフリー動線、わかりやすさに配慮した案内・誘導サインにより、外国人旅行者等が迷うことなく安全に駅周辺を利用できるようにすることを目的に、東京都で作成されたサイン整備に関する指針等（下記参照）を踏まえつつ、サイン整備において留意すべき事項を関係者間で共有した基本的な考え方を整理する手引き

- 「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（H27年/2月 東京都産業労働局）

東京を訪れる外国人旅行者等が、安心して交通機関を利用し、迷うことなくまちをひとり歩きして観光を楽しむことができるよう、わかりやすい案内サインの整備を推進するとともに、各種ツールで補完することにより、必要な情報を提供することを目指したサイン整備に関する指針

- 「ターミナル駅における案内サイン共通化指針」（H29年/3月 東京都都市整備局）

都内の各ターミナル駅において、統一感のあるわかりやすい案内サインが整備されることを目指し、自治体、鉄道事業者、道路管理者、関係事業者等が連携して検討を進めるにあたり特に留意すべき事項について、基本的な考え方を取りまとめたサイン整備の共通化指針

目 次

はじめに

策定の目的と背景

第1章 基本理念と対象

I. 基本理念	1
I-1 現況・方向性とコンセプト	1
II. 基本ルールの対象	2
II-1 対象範囲	2
II-2 対象サイン	3

第2章 サイン整備の基本的な考え方

I. 駅構造に適したサイン体系	4
I-1 名称等の整理	4
I-2 安全でわかりやすいルートの設定	5
II. 歩行者動線にあった適切な配置	7
II-1 配置と設置の考え方	7
III. 表記の統一化	9
III-1 言語表記・ピクトグラム	9
III-2 掲載情報	11
IV. 表現の連続性と一貫性	13
IV-1 表現の統一化	13
IV-2 一貫性のある表示面のデザイン	14
V. 顕示性・視認性の確保	16
VI. 維持管理と運用	16

第3章 今後に向けて

I. 今後の取組	17
II. 整備効果	17

参考

案内・誘導サイン等に関する分科会の構成と検討経緯	18
--------------------------------	----

I. 基本理念

I-1 現況・方向性とコンセプト

◆現況・方向性

- ・鉄道等による南北の分断や多層構造が特徴の荻窪駅周辺のサイン整備にあたっては、交通モード間の移動や起点となる駅において南北の主要な施設への分かりやすく、スムーズな案内（振り分け）が必要になります。
- ・サインは、外国人や移動に制約のある方、高齢者や子どもなど様々な利用者が想定されることから、それぞれの利用者の利便性に配慮することが必要になります。また、駅直近には商業・業務などの機能が集積するものの、その周辺は住宅地が広がる荻窪駅においては、サインは、来街者だけでなく地域へ貢献するものである必要があります。
- ・荻窪駅は都内主要ターミナル駅である新宿駅に近接していることから、沿線としての一貫性にも配慮することが必要になります。
- ・まちの変化に伴う情報更新への対応や、経年劣化等への対応などを適切に実施し、サイン本来の機能が損なわれないよう維持管理・運用していくことが必要になります。



コンセプト(5つの視点)

わかりやすく利用しやすい情報の提供

スムーズな移動への支援

ユニバーサルデザインへの対応

他鉄道ターミナル駅との一貫性の確保

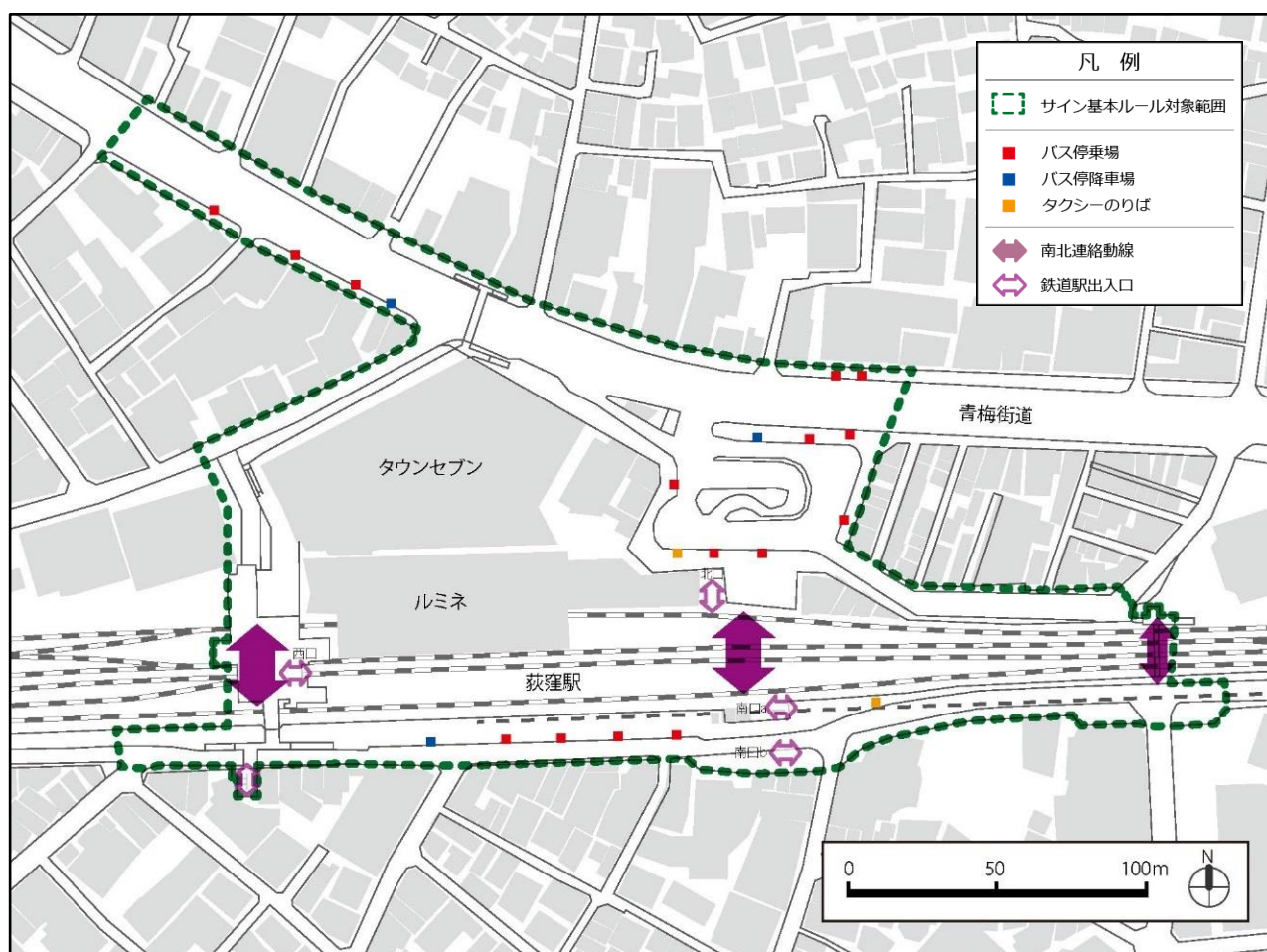
適切な維持・管理体制の構築

Ⅱ. 基本ルールの対象

Ⅱ-1 対象範囲

まず、交通モード間のスムーズな乗換えや、まちなかへ向かう際の足がかりのためのサイン整備を進めていくことを踏まえ、荻窪駅を起点とし、鉄道、バス、タクシー等の交通モードを結ぶ経路及び駅に近接した南北連絡動線を含む範囲を設定します（下図緑色破線囲み部分）。

本基本ルールでは、上記範囲のうち、道路・広場等行政が管理する公共空間と、鉄道事業者の改札外通路を原則対象とし、行政及び各事業者間の案内・誘導の連続性を担保しつつ、管理区分に捉われない一貫性を確保します。



II-2 対象サイン

(1) 基本ルールの対象サイン

・基本ルールに基づき配置するサインの種類を、以下のとおり定義します。

種類	機能
指示サイン（誘導）	矢印等により、目的地（施設等）の方向やルートを示すためのサイン
同定サイン（位置）	施設や場所などの名称を告知するためのサイン
図解サイン（地図）	地図等により、一定の範囲内の施設等の位置関係を案内するためのサイン

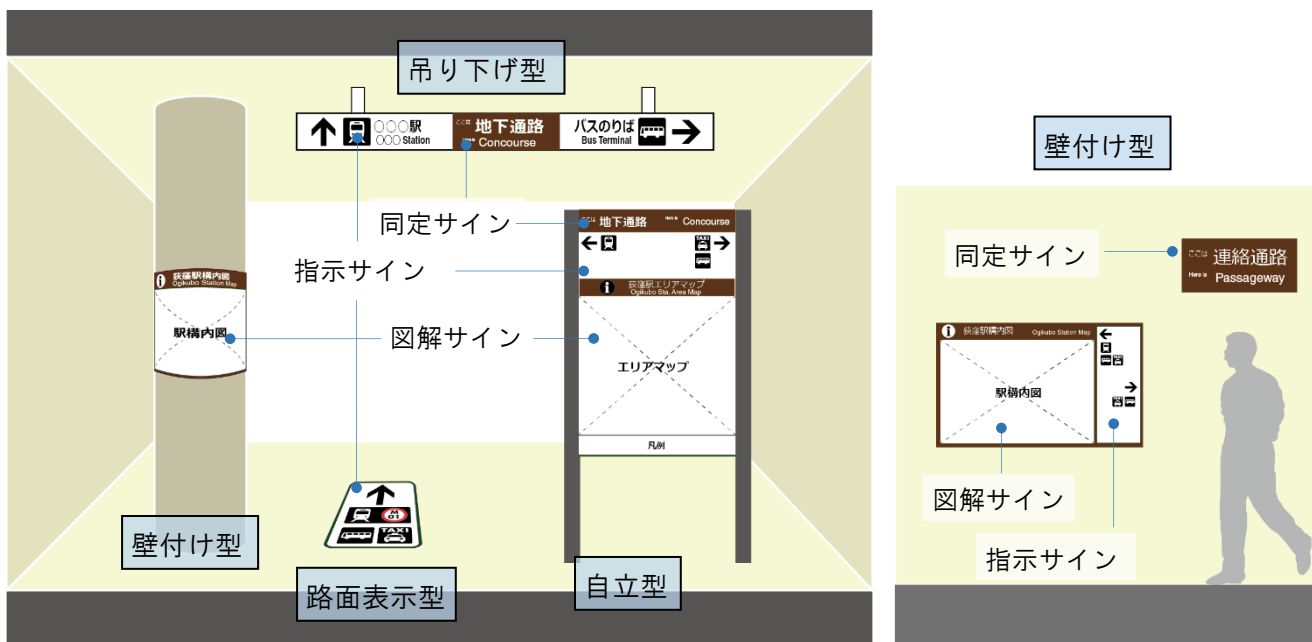
(2) 設置方式

・設置場所の状況を踏まえ、適切な設置方式を選択します。

設置方式	仕様
吊り下げ型	天井や梁などから吊り下げるタイプ
自立型	舗装面やデッキなどに独立して設置するタイプ
壁付け型	壁や柱などに、板状のものやシールなどにより設置するタイプ
路面表示型	連絡通路の床面やデッキ路面などに貼り付けて設置するタイプ

※設置場所等の状況に応じて上記以外の設置方式も可能とします。ただし、安全や交通上の妨げにならないように配慮するものとします。

【サイン種類と設置形状イメージ】



第2章 サイン整備の基本的な考え方

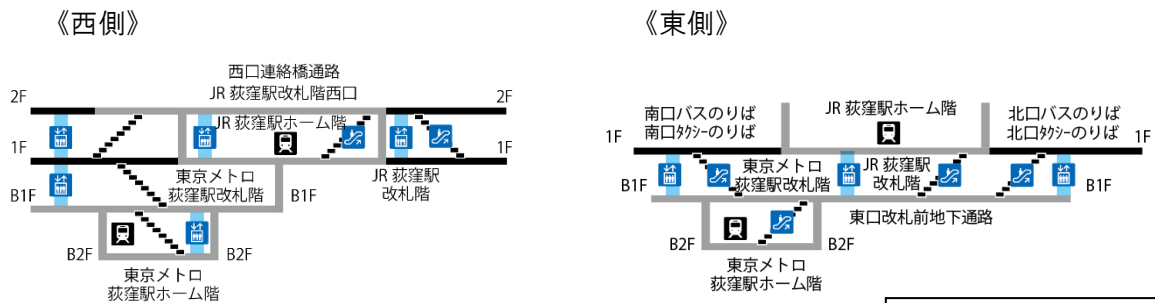
I. 駅構造に適したサイン体系

- ・利用者が移動しやすいターミナルとなるよう、管理区分に捉われない共通のサイン体系を構築します。
- ・利用者が多層構造の駅を容易に把握できるよう、出口（方面）や通路、改札、各種のりばなどの名称を整理します。
- ・上下移動及び東西にある南北連絡動線を考慮した主動線を定めます。

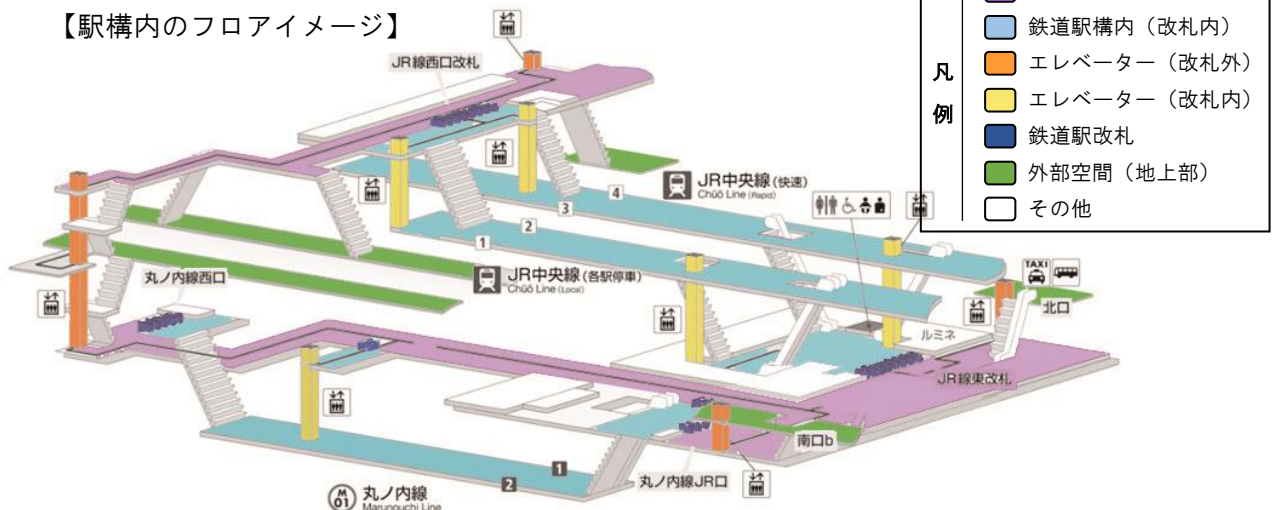
I-1 名称等の整理

- ・荻窪駅はコンパクトな空間ではありますが、地下～デッキ階までの上下4層構造となっており、改札は東西にあります。また、地域を結ぶ南北連絡動線も、東西にあります。
- ・このため、駅構内の移動、交通機関の乗り換え、各方面への移動を容易にするため、現在地や、出口（方面）、通路、改札、各種のりばなどを明確に把握できるように名称等を整理します。

【駅構内（連絡通路）の断面構造イメージ】



【駅構内のフロアイメージ】



参考資料：「『らくらくおでかけネット』（交通エコロジー・モビリティ財団）」をもとに作成

【交通関連施設の名称】

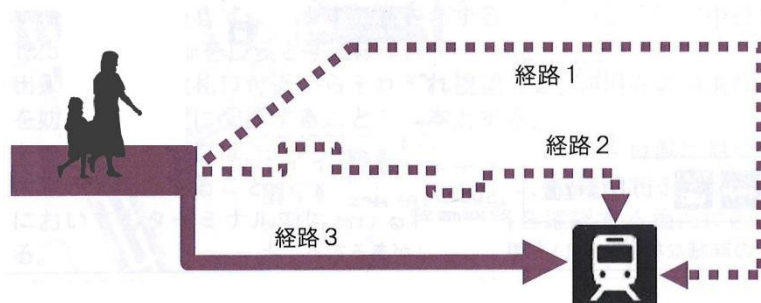
※本基本ルール内では、下記の交通施設等を総称して「交通関連施設」とします。

項目	No.	名称	
		日本語	英語
改札	1	東改札（JR線）*	East Gate（JR Lines）
	2	JR荻窪駅方面改札（丸ノ内線）*	JR Ogikubo Sta. District Gate（Marunouchi Lines）
	3	西改札（JR線）*	West Gate（JR Lines）
	4	西改札（丸ノ内線）*	West Gate（Marunouchi Line）
	5	エレベーター専用改札（丸ノ内線）*	Fare Gates for Elevator Users（Marunouchi Line）
出口 （方面）	1	北口	North Exit / Entrance
	2	南口 a	South Exit a / Entrance a
	3	南口 b	South Exit b / Entrance b
	4	西口 a	West Exit a / Entrance a
	5	西口 b	West Exit b / Entrance b
	6	西口 c	West Exit c / Entrance c
	7	西口 d	West Exit d / Entrance d
通路	1	南北地下通路	North South Concourse
	2	西デッキ自由通路	West Passageway
	3	地下連絡通路	Underground Passage
	4	荻窪地下道	Ogikubo Underpass
バスのりば	1	北口バスのりば A	North Bus Terminal A
	2	北口バスのりば B	North Bus Terminal B
	3	南口バスのりば	South Bus Terminal
タクシーのりば	1	北口タクシーのりば	North Taxi Stand
	2	南口タクシーのりば	South Taxi Stand
広場	1	北口駅前広場	North Station Square

*改札については、路線マーク等に対応した場合は路線名を表記しないことも可能とする。

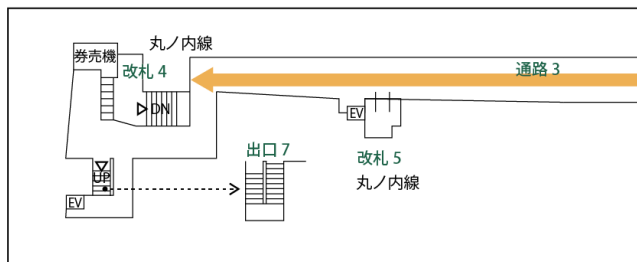
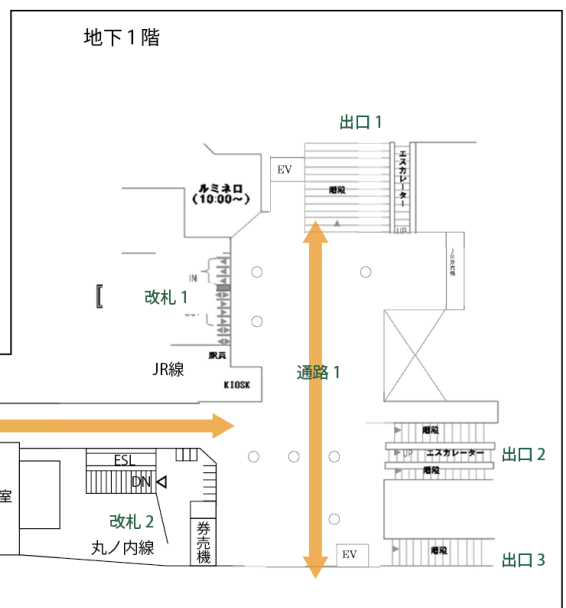
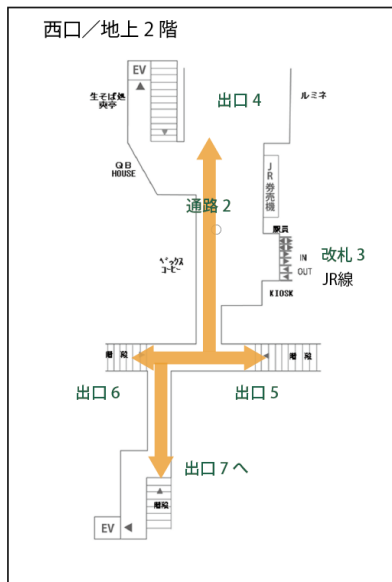
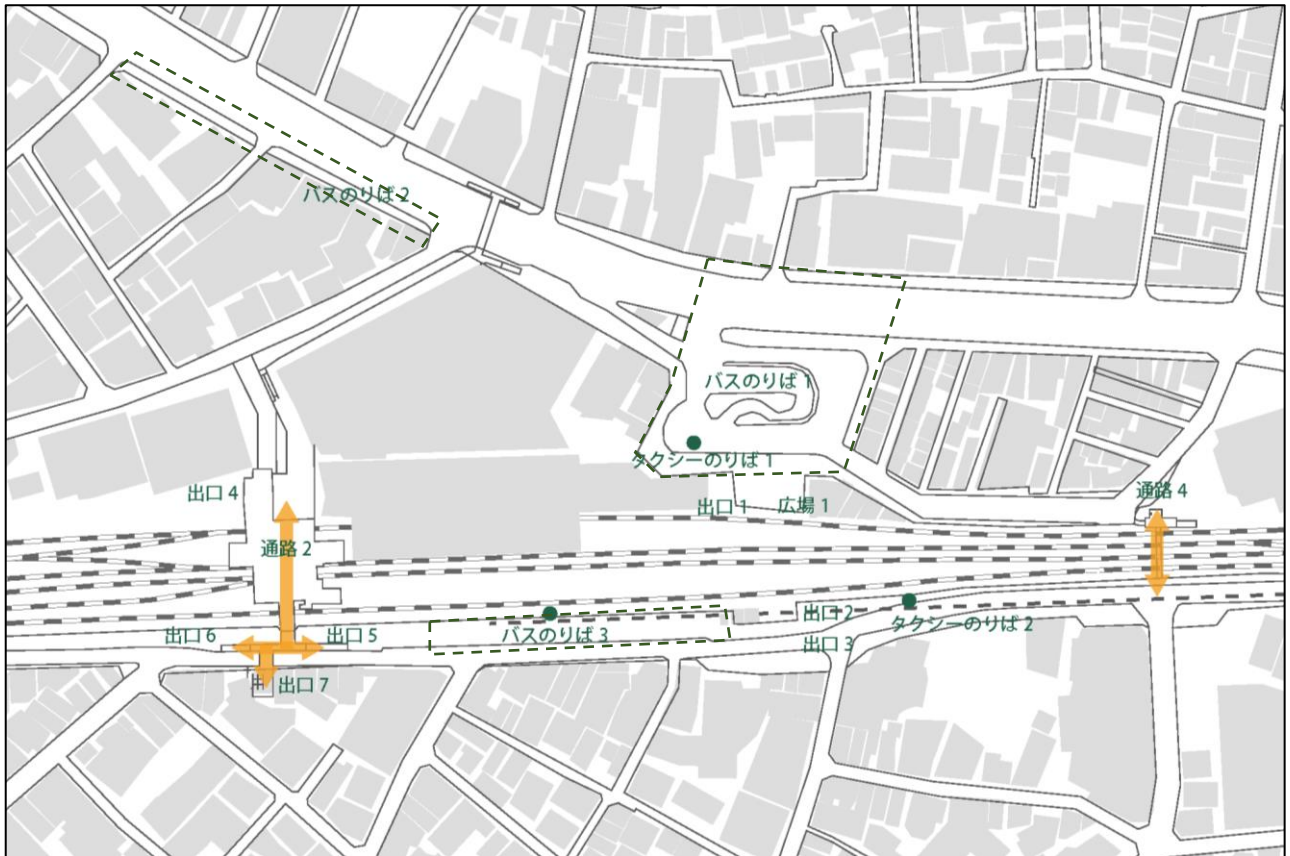
I-2 安全でわかりやすいルートの設定

- ・目的地までは、バリアフリー、不慣れな利用者へのわかりやすさ、空間的な見通し等、安全性に配慮した経路を設定します。



- ・多層構造の駅であることから、出口及び各施設などへの上下移動のためのエレベーターが複数設置されているため、それぞれに番号をつけることなどにより、利用者の移動の手助けとなるようにします。
- ・エレベーターや通路等の利用時間に制限がある場合は、利用可能な時間を表記するなどの配慮を行います。

【交通モード間の結ぶ主要ルートと交通関連施設との関係性】



Ⅱ. 歩行者動線にあった適切な配置

- ・利用者のスムーズな移動を確保するため、主要な経路を中心に各サインの機能を踏まえた適切な配置を行います。
- ・通路等の高さや改札付近の溜まり空間のスペースを考慮した設置を行います。

Ⅱ-1 配置と設置の考え方

(1) 配置の考え方

- ・利用者が目的地までスムーズに移動できるよう、起点（鉄道駅改札等）から出口（方面）や通路、目的地（鉄道駅改札、バス・タクシーのりば、主要な施設や方面等）までについて、それぞれの状況にあったサインの種類、設置方式を選択し、適切に配置します。
- ・利用者に不安や迷いを感じさせないとともに、無用な混乱を生じさせないように、必要最小限の数を配置します。ただし、ユニバーサルデザイン等への対応が必要となる場合は、必要な機能を持ったサインを適切な場所に配置します。

(2) 設置の考え方

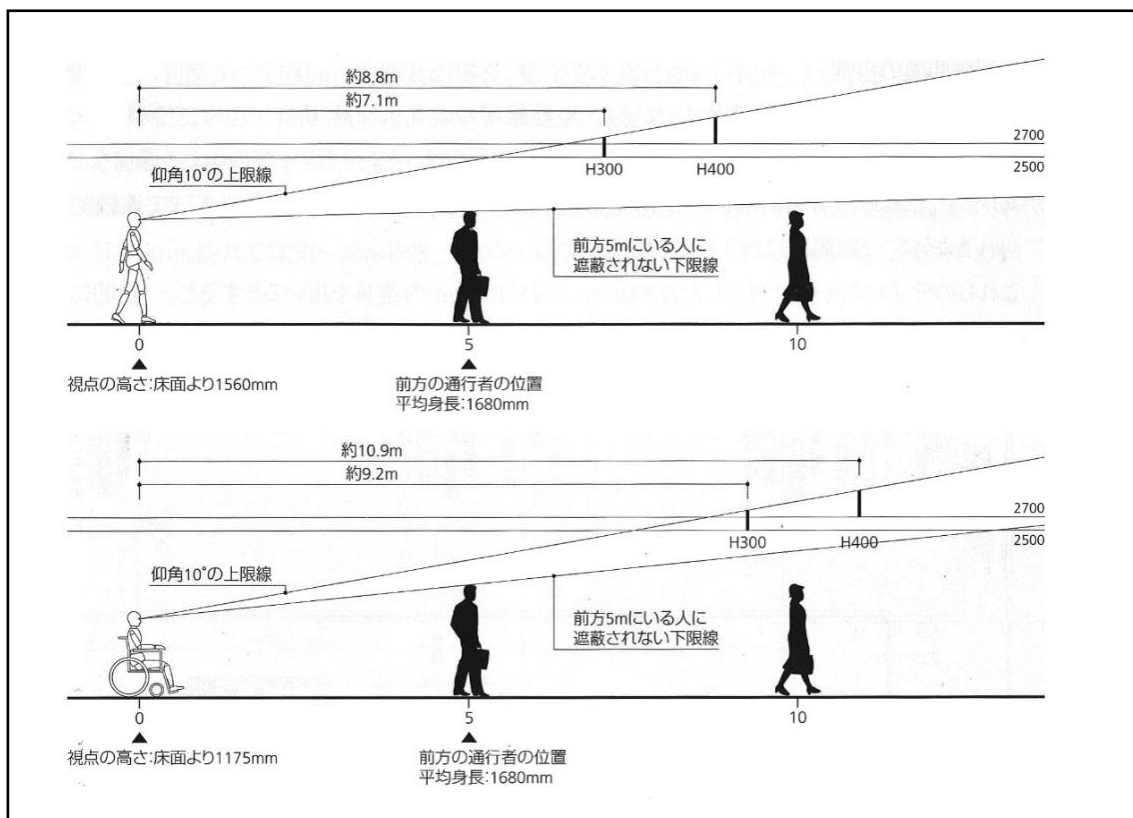
◆指示サイン・同定サイン

- ・利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、利用者の進行方向に正面がくるように掲出します。ただし、自立型などで移動の妨げになる場合はこの限りではありません。
- ・指示サインは、起点から目的地等を結ぶルート上にある分岐点及び上下移動施設等の境界部に設置します。また、それぞれのサイン間隔が長い場合は、利用者に不安を感じさせないように、一定の間隔で設置します。
- ・通路や改札、各種のりばなどの位置情報を示す同定サインは、現在地を確認できるよう、必要に応じて図解サインや指示サインに現在地を併記します。
- ・エレベーターの同定サイン（番号を含む場合有り）は、歩行者動線を意識した視認しやすい位置に設置します。
- ・比較的遠くから確認できる吊り下げ型のサインについては、車いす利用者などさまざまな利用者が移動しながら視認でき、前方にいる通行者に視線を遮られにくい高さとなるよう配慮します。（次頁上段参照）

◆図解サイン

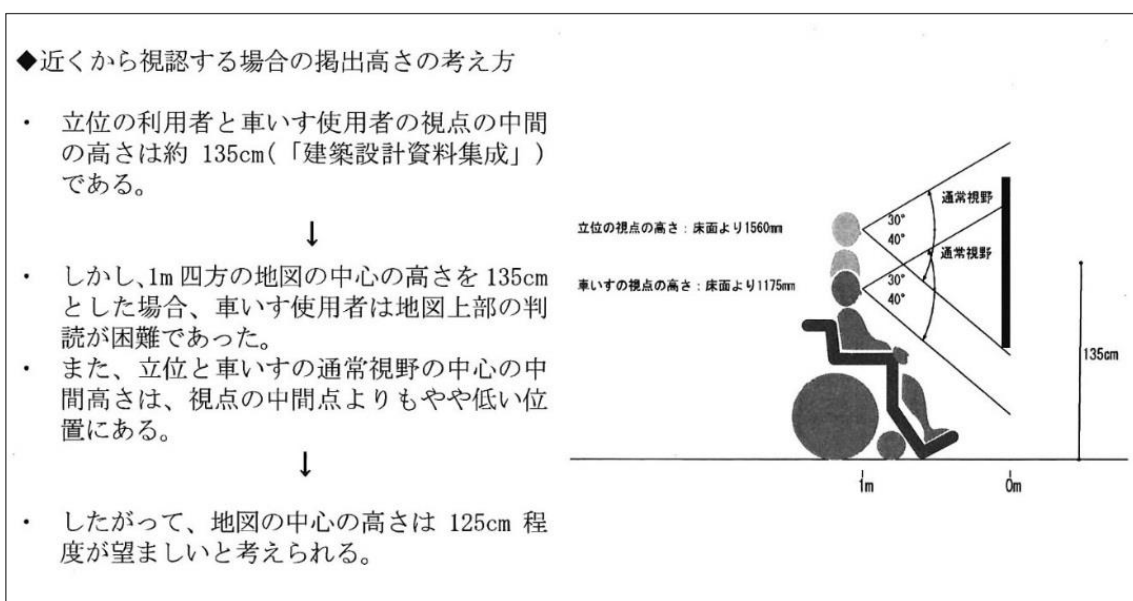
- ・各起点となる鉄道駅の改札口や出入口など、大きな分岐点付近から視認しやすく、移動者の円滑な移動を妨げない位置、及び溜まり空間となる改札付近の状況を考慮した位置への設置を基本とします。
- ・地図情報などが中心となる図解サインは、車いす使用者と立位の利用者の双方が読みやすい高さとし、その際に、双方の利用者が無理なく判読できるように地図の中心部は125cm～135cmの高さを目安とします。（次頁下段参照）

【吊り下げサインの設置イメージ】



参考資料：公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック／H19.6 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

【壁付け（図解）サインの設置イメージ】



参考資料：道路の移動円滑化整備ガイドライン（増補改訂版）／H23.8 財団法人 国土技術研究センター
 ：公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン／H30.7 国土交通省総合政策局

Ⅲ. 表記の統一化

- ・ 地点名称や目的地、地図内情報の言語表記の統一化に関する考え方を整理します。
- ・ ピクトグラムの表示方法を整理します。
- ・ 可読性を意識した情報量となるよう、サイン表示面に掲載すべき情報（地図や誘導目的地、地点等）を整理します。

Ⅲ-1 言語表記・ピクトグラム

(1) 言語表記

- ・ 日本語に英語を併記する2言語表記を基本とします。ただし、図解サインの凡例については、中国語（簡体字）、ハングルを加えた4言語とします。
- ・ サインに掲載する施設等の基本的な表記については、関係者間で共有したものを基本とします。（作成時に施設リスト等を共有）
- ・ 日本語、英語以外の言語表記が必要となる場合は、原則、中国語（簡体字）、ハングルを加えて4言語表記とします。
- ・ 出口等の名称などで3言語以上を表記する場合は、表示面が煩雑になるのを避け、必要な情報の伝達や可読性の確保に留意します。

(2) ピクトグラム

- ・ 一見してその表現内容を理解できることや、母国語の表記がない外国人などにも有効な情報提供をするため、ピクトグラム（案内用図記号）を積極的に活用します。
 - ・ ピクトグラムは、JIS規格化された「標準案内用図記号」を基本とします。
 - ・ JISに制定されていない新たなピクトグラムが必要な場合は、JISのイメージを尊重したデザインで新規に作成することができることとします。
 - ・ 必要に応じて、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（平成27年2月/東京都）」に示すピクトグラムや路線マーク等を活用します。ただし、路線マーク等がない場合は、他ターミナル駅との整合性のあるマークや企業ロゴ等を使用します。
- ※路線マークは、単体で初見の利用者が理解するのは困難なため、鉄道のピクトグラムや文字を併記して使用するものとします。

【言語表記のポイント】

◆日本語

- ・漢字は常用漢字を使用し、国文法、現代仮名づかいによる表記を原則とします。ただし、地名など固有の名称等については例外とします。
- ・表示内容を簡潔なものとするため、施設名称など必要に応じて簡略化できるものとします。
- ・数字の表記は、原則として算用数字を使用します。ただし固有名詞として使用する場合はこの限りではありません。
- ・正式名称よりも地域に定着している名称等（通称、愛称）がある場合は、その名称を使用できることとします。

◆英語

- ・固有名詞は、原則としてローマ字で表記し、普通名詞は英訳によって表記します。
表示例：荻窪駅 ⇒ Ogikubo Station（ローマ字＋英訳）
- ・ローマ字表記は、ヘボン式を基本とします。
- ・駅名やバス停名称は普通名詞の部分も含めて、原則としてローマ字で表記します。ただし、必要に応じて英訳を括弧で括って表記します。
表示例：荻窪駅南口 ⇒ Ogikubo-eki-Minamiguchi (Ogikubo Sta. South)
- ・慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記とし、機能等については必要に応じて英語を併記します。
表示例：環八通り ⇒ Kanpachi-dori Avenue (Kanpachi-dori Ave.)
- ・施設名称は原則として正式英訳とし、略語が慣用化されている場合、略語の使用を可能とします。
表記例：駅 Station ⇒ Sta. 通り Avenue/Street ⇒ Ave./St.
- ・表記が長く読みにくい語は、適宜ハイフン「-」を用いて分かち書きとします。
- ・町名は切り離さずに表記し、「〇丁目」はアラビア数字のみ表記します。
- ・企業名等で、英文による略語が慣用化している場合は、これを使用し、日本語の音や正式英訳を使用しないこととします。

【荻窪駅周辺 ピクトグラムイメージ案】

◆ピクトグラム

鉄道施設 	バス発着施設 	タクシー乗車施設 TAXI 	案内情報 	お手洗い 
エレベーター 	エスカレーター（上り） 	エスカレーター（下り） 	階段 	障がいのある人が使用できる施設 

◆路線マーク等

JR線 	中央線快速 青梅・五日市線 	中央・総武線 各駅停車 
丸ノ内線 	丸ノ内線 荻窪駅 	東西線 

Ⅲ-2 掲載情報

(1) 共通

- ・各種サインの機能に応じた情報を掲載します。
- ・日本語に英語を併記することを基本とします。
- ・3言語以上を表示する場合には、煩雑化を避け、必要な情報の伝達や可読性を確保します。
- ・音声や触知等で対応する場合は、掲載情報の統一に努めます。
- ・掲載情報の基本的な考え方は、下記に示すサイン別の考え方を基本とします。また、事業者及び利用者ニーズを踏まえた対応を可能としますが、その際は関係者間での協議及び情報共有した上で対応するものとします。

(2) サイン別

◆指示サイン

- ・交通関連施設、案内所、歩行移動の目標となる施設等の掲載を原則とします。ただし、交通関連施設については、各施設の位置関係を考慮するものとします。
- ・掲載する情報の優先順位は、原則、交通関連施設、案内所、歩行移動の目標となる施設等の順とします。
- ・歩行移動の目標となる施設等は、行政施設や道路名称等、公共性の高い情報を優先します。
- ・必要に応じてエレベーター等の移動設備情報や公衆トイレ（バリアフリー対応）等の情報を掲載します。
- ・設置場所の状況や既存サインの活用などで表示面の大きさが限られる場合は、上記の内容を踏まえ、掲載情報を整理します。

◆同定サイン

- ・交通関連施設の名称を掲載します。
- ・昇降機等の場所を表示します。

◆図解サイン

- ・設置場所の状況に応じて、駅構内図及びエリアマップを掲出します。
- ・駅構内図は、現在地及び、交通関連施設、昇降機など、駅構内と地上部（1階部分）とを結節している施設に関する情報の掲載を原則とします。また、必要に応じてバリアフリールートを表示します。
- ・エリアマップは、現在地、荻窪駅周辺の位置、歩行移動の目標となる施設等、及び「図解サインの地図面（エリアマップ）に表示する情報内容」（次頁掲載）に沿った情報の掲載を基本とします。ただし、各マップ作成時は、情報内容を踏まえ、施設リストを作成します。
- ・現在地、方位、スケール、凡例を表示します。必要に応じて、遠方からのサインの認知に役立つインフォメーションマーク（iマーク）を表示します。
- ・設置場所に応じて可能な場合は、バス・タクシーのりばに関する情報を掲載します。必要に応じてバス系統等もあわせて表示します。

図解サイン種別	掲載範囲（地図）	想定される設置場所
駅構内図	交通関連施設を掲載できる範囲	対象となる交通施設を結ぶルート上の起点及び改札前、駅構内の主要な分岐点
エリアマップ	荻窪駅と隣接するエリアを含む範囲(杉並公会堂や大田黒公園、環八通りなど)	鉄道駅やバスターミナルなどの起点

【図解サインの地図面（エリアマップ）に表示する主な情報内容】

国内外旅行者のための わかりやすい案内サイン標準化指針		本ルールにおける施設名称等の掲載基準 ※はピクトグラムのみ表示	
	情報内容	情報内容例	エリアマップ
街区・ 道路・ 地点	地勢等	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堀、埠頭、運河、棧橋	左記のうち該当するもの
	街区等	市、区、街、街区	区、街、街区
	道路	高速道路、国道、都道府県道、有名な通称名のある道路	有名な通称名のある道路
	地点	インターチェンジ交差点、有名な橋	有名な橋
	交通施設	鉄軌道路線、鉄軌道駅、バスのりば、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場、地下道出入口・歩道橋	鉄道駅（路線名を含む）、バスターミナル、バスのりば、タクシーのりば、駅前広場、歩道橋、地下道
	旅客施設 周辺の移動 円滑化整備	公衆便所、エレベーター、エスカレーター、傾斜路	公衆便所※、エレベーター※ エスカレーター※
	情報拠点	案内所	案内所※
観光・ 施設 ショッピング	非常時	避難場所	避難場所（場所名と JIS ピクトグラム表示）
	観光名所	景勝地、旧跡、歴史的建造物、大規模公園、全国的な有名地	国または都指定文化財、都選定歴史的建造物に選定されている建造物 区で発行している観光案内関連のパンフレット等に掲載されている施設*1
	大規模集客施設	大規模モール、国際展示場、国際会議場、テーマパーク、大規模遊園地、大規模動物園	左記のうち主要な大規模施設等（下記参照） ①百貨店協会会員 ②日本ショッピングセンター協会会員 ③区で発行している主要なマップへの掲載*1
文化・ 生活施設	ショッピング施設	大型商業ビル、地下街、百貨店、有名店舗、卸売市場	
	文化施設	博物館、美術館、劇場、ホール、公会堂、会議場、公立図書館	左記のうち主要な公共的施設等
	スポーツ施設	大規模競技場、体育館、武道館、総合スポーツ施設	大規模競技場、公共の体育館、総合スポーツ施設
行政施設等	宿泊集会施設	ホテル、結婚式場、葬祭場	左記のうち主要な施設等（下記参照） ①杉並区が関連する観光関係の情報*1 ②公共及び規模が大きい施設*1
	行政施設	中央官庁またはその出先機関、都道府県庁、市役所、区役所、警察署、交番、消防署、裁判所、税務署、法務局、郵便局、運転免許試験所、職業安定所、大使館、領事館	左記のうち該当する施設（交番は JIS ピクトグラムのみ表示）
	医療福祉施設	公立病院、総合病院、大学病院、保健所、福祉事務所、大規模な福祉施設	主要な病院、主要な福祉関連施設
	産業施設	放送局、新聞社、大規模な工場、大規模な事務所ビル	公益企業の本支店、公共交通事業者の本支社
その他	教育研究施設	大学、高等学校、中学校、小学校、大規模なその他の学校、大規模な研究所	左記のうち該当する施設
			交通関連施設 関係事業者が共通して掲載している施設等

* 1：地図の掲載範囲や表示面の大きさ及び情報量の状況から、判読性、視認性の確保等を踏まえて対応します。

IV. 表現の連続性と一貫性

- ・利用者が違和感を持たない、設置者に関わらず統一した表示面（レイアウト、文字の書体や大きさ等）となるよう条件を整理します。
- ・設置可能スペースやコーポレートカラー等の状況を踏まえつつ、デザインや色彩の連続性、一貫性の確保に向けた条件を整理します。

IV-1 表現の統一化

(1) 文字の書体と大きさ

①書体

- ・和文字については、視認性と可読性に優れ、文字組みが容易で変更等の対応に向く角ゴシック体を標準的な書体とし、英文字については、和文字の角ゴシック体にも合う、標準的なサンセリフ系書体を使用します。
- ・書体の太さについては、視認距離及び表示面の煩雑さ等に配慮して使用します。（遠・中距離では太め、地図などの情報量が多い場合は細め等）

◆書体イメージ	杉並区	荻窪駅
○フォント例	Suginami City	Ogikubo Station
和文字：UD新ゴシックM	JR線	丸ノ内線
英文字：ヘルベチカレギュラー	JR Line	Marunouchi Line

- ・その他の言語を使用する場合は、国内で一般的に使用されている書体とします。

②大きさ

- ・文字の大きさは、日本語の見やすさ、英語を組み合わせたときのバランスを考慮して、下表を目安に視認距離との関係を踏まえて選択します。ただし、さまざまな利用者を想定し、過度な大きさ等にならないように配慮します。

視認距離	和文字	英文字	図記号の基準枠
30m	120mm 以上	90mm 以上	360mm 以上
20m	80mm 以上	60mm 以上	240mm 以上
10m	40mm 以上	30mm 以上	120mm 以上
4~5m	20mm 以上	15mm 以上	60mm 以上
1~2m	9mm 以上	7mm 以上	35mm 以上

(2) 色彩の考え方

- ・誰もが見やすく、わかりやすい、耐久性についても配慮した色彩を使用します。
 - （見分けにくい色の組合せ例：黄と白／緑と赤／黒と赤／赤と紫／黒と濃青 など）
 - （見分けやすい色の組合せ例：青と白／白と緑／赤と白／黄と青／黒と黄 など）
- ・視力が低下した高齢者、色覚障害者など、ユニバーサルデザインに配慮した色彩計画となるよう工夫します。
- ・明度差をつけ、可読性を確保します。
- ・地図表現については、自然な見え方を意識した色彩を使用します。
- ・安全色に関する色彩、出口に関する色彩はJIS規格に準拠します。
- ・対象となるサインについては、ベース色等の統一を図ります。

IV-2 一貫性のある表示面のデザイン

(1) レイアウト

①共通

- ・サインの種類や設置場所に応じて、次ページに示すレイアウトを基本とします。また、見やすさやわかりやすさ等、利用者ニーズを踏まえた柔軟な対応を可能としますが、その際は関係者間での協議及び情報共有した上で対応するものとします。

②サイン別

◆指示サイン

- ・吊り下げ型などの横長形状の場合は、目的地は方面ごとにまとめます。左右誘導の場合は指示方向に寄せ、前方・後方場合はセンターに置くレイアウトを基本とします。
- ・自立型や壁付け型などの縦長形状の場合は、上から、「前方」「左方向」「右方向」「後方」の順に表示します。
- ・ひとつの表示面に複数の方面を表示する場合は、矢印（方面）ごとの情報を十分に離してレイアウトすることを基本とします。十分に離すことができない場合は、区分けするための縦線等を入れ、わかりやすい表現とします。
- ・矢印を先頭に、目的地の順に表示します。目的地についてはピクトグラム、名称の順とし、名称は上段に日本語、下段に英語表記を基本とします。鉄道駅の路線マーク等を表示する場合は、名称の後に表示するとともに、日本語表記に寄せた表記とします。（大きさの目安はピクトグラムの70%程度）
- ・ただし、鉄道事業者の改札外通路で鉄道駅を表示する際は、矢印を先頭に路線マーク、路線名（必要に応じて改札名）の順に表示します。（※鉄道施設のピクトは表示しない）また、改札周辺ですでに認知度が高いものについてはこの限りではありません。
- ・目的地の掲載順は、交通関連施設、鉄道駅、バス・タクシーのりば、歩行移動の目標となる施設等の順を基本とし、「左方向」指示（←）、及び、「前方」「後方」指示（↑↓）の場合には、各要素を左寄せで表示します。「右方向」指示（→）の場合には、右寄せで表示します。
- ・類似した施設等の名称が同一表示面に複数ある場合は、利用者が認識できる範囲で省略して表示することを可能とします。ただし、起点から目的地までの誘導を妨げない範囲で行うものとします。
- ・設置場所の形状（円柱など）によっては、視認性を考慮して、適切な指示方向を表示する位置への矢印の設置を可能とします。

◆同定サイン

- ・遠くから視認できるよう十分な大きさで、交通関連施設の名称の日本語表記と英語表記を縦に並べて掲載します。ただし、設置場所の状況によっては変更を可能とします。
- ・ピクトグラム及び路線マーク等の記号は、指示サインと同様の表現、レイアウトとしますが、事業者の統一表記がある場合はこの限りではありません。
- ・交通関連施設を告知する際は、「ここは○○（Here is ○○）」等を併記し、現在地が当該交通施設の位置だとわかる表現を行います。

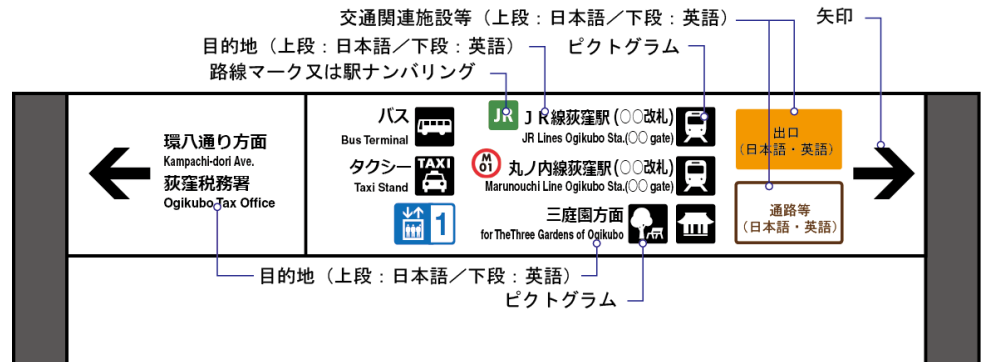
◆図解サイン

- ・地図の向きは、目的地までの経路をイメージしやすくするため、原則、サインに向かって「前方」を上での表示とします。ただし、設置が狭小なスペースに限られ、「前方」を上とすると必要な掲載範囲が表示できない場合はこの限りではありません。
- ・上段に地図のタイトルや現在地（交通関連施設の名称がある場合）とし、凡例は地図の右側又は下端への配置を基本とします。
- ・指示サインや他のサインの機能を有する複合サイン（総合案内板）とする場合は、上記のルールを踏まえつつ、それぞれの機能が視認しやすい位置に配置します。

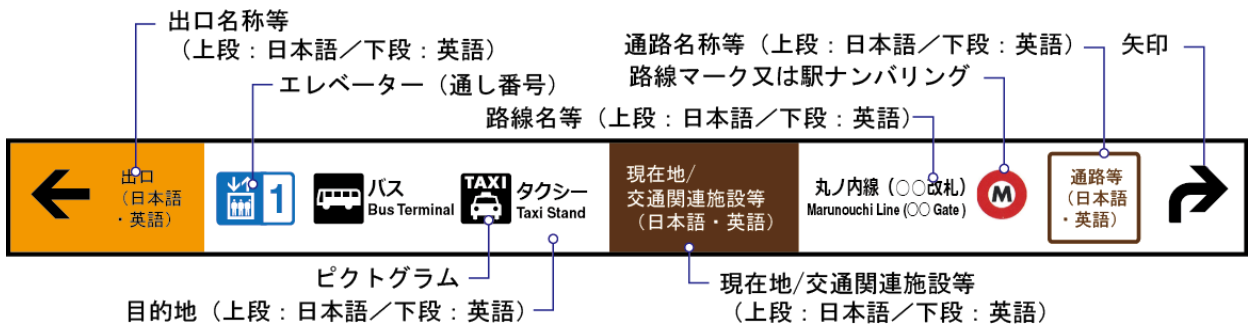
【各サイン別のレイアウトイメージ】

◆指示サイン

○基本レイアウト



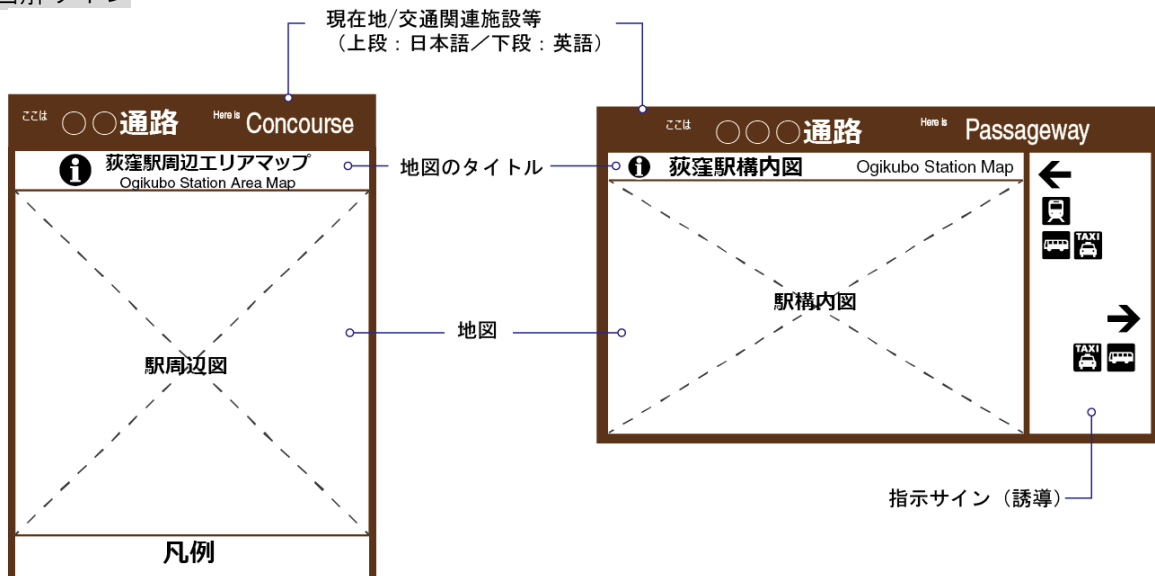
○鉄道事業者改札外通路



◆同定サイン/交通関連施設及び昇降機 (エレベーター) など



◆図解サイン



V. 顕示性・視認性の確保

- ・利用者が混乱しないよう、サイン表示面と商業広告の配置との関係性に配慮し、サインの顕示性と視認性を確保します。
- ・原則、利用者の円滑な移動を確保するため、本ルールに該当するサインを優先します。
- ・広告物等の他の媒体は、サインに対する利用者の視認性を妨げないように、重ならないなどの配慮をします。（サインと他媒体の間に一定の間隔をとる、同一面に表示する場合は明確な分離を行うなど）
- ・設置場所に依じて、自然光（西日や逆光）や照明（照度不足、眩しすぎる等）の光の状況に配慮して、サインの視認性を確保します。

VI. 維持管理と運用

- ・共通サインがまちの変化に対応しつつ、適正に維持されていくため、サインの種類に応じた情報管理を行い、更新の役割分担を定めます。
- ・清掃や破損状況の確認など定期的な点検等により、サイン機能の維持と継続的な利用に努めます。
- ・原則、新規サインについては、設置場所の管理者が設置や更新、維持管理を行います。既設サインにおいては、現状の管理者が継続して行います。ただし、道路上などに占用許可等を取り設置するケースにおいては、サインの設置者（占用申請者等）が行うものとします。
- ・対象サインの表示内容の変更が必要になった場合には、各関係者間で情報を共有します。
- ・対象となる図解サインについては、2年に1回程度を目安に変更点を確認の上、必要に応じて地図データの更新を行います（担当：事務局）。ただし、定期的な更新以外で大きな改変等があった場合は、その関係者が更新を行うものとします。
- ・各事業者は、更新された地図データを受理し、自社の管理する図解サインの更新を行います。受理した地図データについては、本ルールの目的外の利用はしないものとします。
- ・壁付けや路面表示タイプ（特にシール対応のもの）については、経年劣化や剥がれ等による視認性、可読性等の低下を避けるため、各管理者が定期的な更新を行うものとします。
- ・がたつきやボルトの締め付けなどの確認のため、当該サインの管理者が定期的な保守点検を行います。また、違法な落書きや貼り紙等があった場合は、速やかに取り除くなどの対応を行います。

第3章 今後に向けて

I. 今後の取組

- ・整備に向けては、本ルールの内容を踏まえるとともに、さまざま利用者のニーズを捉えながら進めます。
- ・整備に向けて取組みを進める中では、段階的な整備を含め関係者間で整備時期を調整し、利用者が混乱しないよう努めます。
- ・鉄道とバス・タクシー間のスムーズな移動のため、より効果的な表示方法等について検討を進めます。
- ・継続的な取組を実施していくにあたり、社会情勢や周辺状況の変化に対応するため、本ルールの更新が必要になる場合は、関係者間で協議・調整し、時代にあわせた変更を行うことで利便性の向上に努めます。

【取組イメージ】

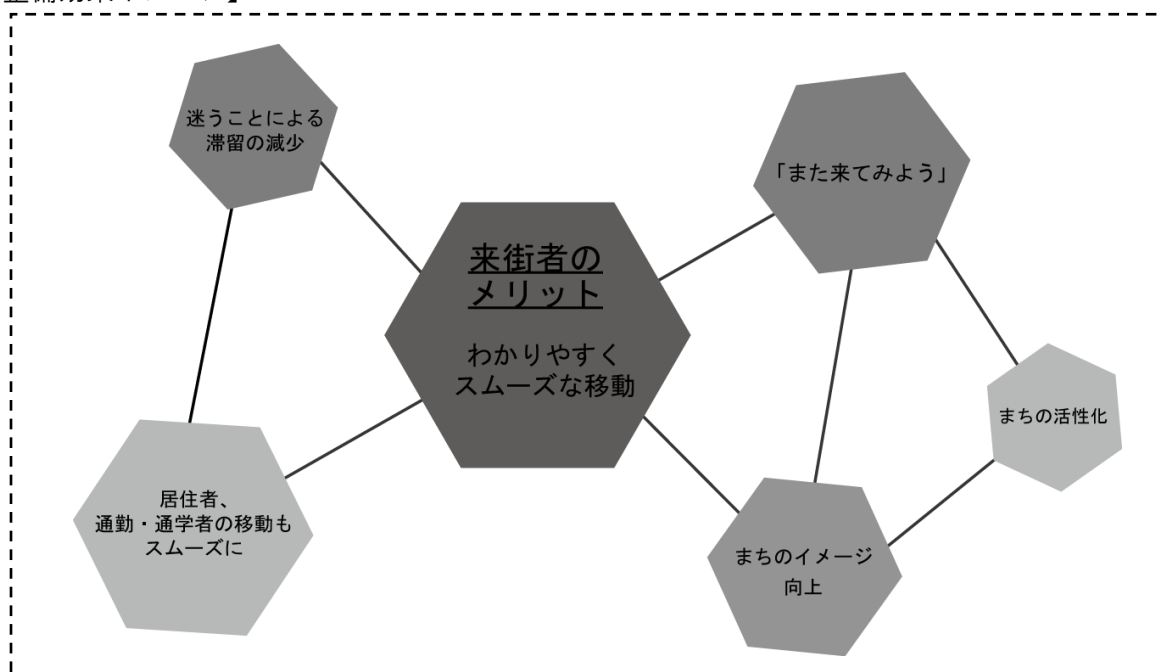
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3-4年度 (2021-2022年度)	令和5年度以降 (2023年度以降)
基本ルール の検討・作成	→	→	→	
サイン整備計画 の検討・作成/ 実施整備		→	→	→

※実施整備については、整備内容に応じて、可能なものから順次整備を予定

II. 整備効果

- ・基本ルールに基づくサイン整備により、来街者・外国人旅行者等の利便性向上とともに、まちの活性化や、居住者、通勤・通学者のスムーズな移動にも寄与します。

【整備効果イメージ】



参 考

杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略連絡協議会 案内・誘導サイン等に関する分科会の構成と検討経緯

【分科会の構成】

(令和5年(2023年)3月現在)

分類		所属等	
学識経験者		日本大学 教授 大沢昌玄	
交通事業者	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 経営戦略ユニット チーフマネージャー	
		東京地下鉄株式会社 鉄道本部営業部 施設課長	
	バス事業者	関東バス株式会社 運輸部 取締役運輸部長	
		西武バス株式会社 計画部 計画課長	
	タクシー関連	一般財団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 乗務員指導委員会 常任委員	
		公益財団法人 東京タクシーセンター 指導部 指導業務グループ 施設関係 次席	
一般社団法人 東京都個人タクシー協会 業務次長			
行政機関	東京都	都市整備局都市基盤部 都市基盤事業調整専門課長	
	杉並区	産業振興センター次長	
		保健福祉部 障害者施策課長	
		都市整備部	都市企画担当課長
			交通施策担当課長
			拠点整備担当課長
			土木管理課長
			土木計画課長
			杉並土木事務所長
事務局	杉並区	都市整備部 市街地整備課 荻窪まちづくり担当	

【基本ルール作成の検討経緯】

年度	回数	日程	主な議事内容
令和元年度	第1回	令和元年 8月30日(金)	・趣旨説明、荻窪駅周辺の現況 ・基本的な考え方と対象範囲・対象サイン ・課題と対応の方向性
	第2回	令和元年 10月30日(水)	・基本ルール(案) たたき台 ・サイン整備に向けた取組イメージ(案)
	第3回	令和2年 1月31日(金)	・基本ルール(案) ・今後の進め方
令和2年度	第4回	令和3年 1月26日(火)	・基本ルール(案)修正案 ・整備計画 中間まとめ(案) たたき台
	第5回	令和3年 3月26日(金) ※書面開催	・基本ルール(案)修正案 ・整備計画 中間まとめ(案)
令和4年度	第6回	令和5年 1月20日(金)	・基本ルール(案)修正案 ・整備計画【第1期】(案)
	第7回	令和5年 3月13日(月)	・基本ルール(案) ・整備計画【第1期】(案)修正案

荻窪駅周辺サイン基本ルール

発行日 令和5年(2023年)3月 策定
発行 杉並区
事務局 杉並区都市整備部市街地整備課
〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-3312-2111(代表)